第 60 号（第67条関係）（平27内府令６・全改・旧第61号繰上、令元内府令12・一部改正）

練　習　射　撃　指　導　員　解　任　命　令　書

年　　月　　日

殿

公安委員会　　印

銃砲刀剣類所持等取締法第９条の９第２項の規定により、下記のとおり練習射撃指導員の解任を命ずる。

練習射撃場	指定番号	
	指定年月日	
	名称	
	管理者	
練習射撃指導員	指定番号	
	指定年月日	
	氏名	
	生年月日	
	選任年月日	
解任を命ずる理由		

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。